

CCUS登録業務の改善を進めています

- A) FAQ(よくあるご質問)の内容を充実し、カテゴリー分類をわかりやすくし、FAQ早見表(6割以上のご質問への回答)を公開するなど、より使いやすいFAQへの改善を進めて参ります。
- B) お問い合わせフォームによる問い合わせの際に、ユーザーが状況を選択し自己解決を支援したり、お問い合わせ内容を明確にするためのドリルダウン方式のFAQを参照できるようにするなど、お問い合わせフォームの改善を進め、回答までの時間を大幅に短縮しました。
- C) 申請から登録までの時間が短縮されています。令和3年10月比で、事業者登録で約2/3に、技能者登録で約1/5になっています。(審査機関は申請数に比例する部分もありますが、再申請の際の修正のお願いなどを工夫しました。)
- D) 認定登録機関での申請に必要な事業者登録・技能者登録の申請書がダウンロードできるようになり、事前の申請準備が可能になりました。CCUSホームページ(下記のURL)からダウンロードし、プリント(必ず片面印刷・単色でも可)してご使用いただけます。URL:<https://www.ccus.jp/p/application>
技能者登録料は、認定登録機関に備え付けの専用払込票(コンビニ払い)にて事前にお支払いください。※払込票の取り扱いについては、申請する認定登録機関にお問い合わせ下さい。
なお、認定登録機関で申請書の交付を受けることも可能です。

CCUS申請サポート、ユーザーサポートの拡充について

- CCUSについての相談ができるアドバイザーが増えています
CCUSに関する一般ユーザーからの相談に対応しているCCUS認定アドバイザーが3月で220名になりました。登録や運用でお困りのことがございましたら問い合わせみてください。CCUSホームページの、「説明会・サポート」からCCUS認定アドバイザー欄をご参照ください。
- 行政書士による代行申請が始まります
令和4年2月から代行申請を行うための行政書士のID取得が可能となり、4月からCCUSの登録等についての講習を受講した行政書士を「CCUS登録行政書士」としてホームページの掲載する予定です。是非ご利用ください。
- ユーザーサポート動画を充実しました
利用方法のポイント解説動画31本、サテライト説明会動画2本を公開しました。「説明会・サポート」からサテライト説明会欄をご参照ください。

CCUS教育用動画（研修用動画）

元請事業者や下請事業者、現場監督、技能者それぞれの立場に必要なポイントを解説しています。<https://www.ccus.jp/attachments/show/62034d99-2148-41f4-a737-262d6fabc59e>

【ご注意を！】「申請したけどなかなか登録されない」「何の返事も来ない」という場合には、お問い合わせの前に、申請に使用したメールアドレスに連絡メールが届いていないか、合一度、迷惑メールフォルダ等をご確認ください。

